



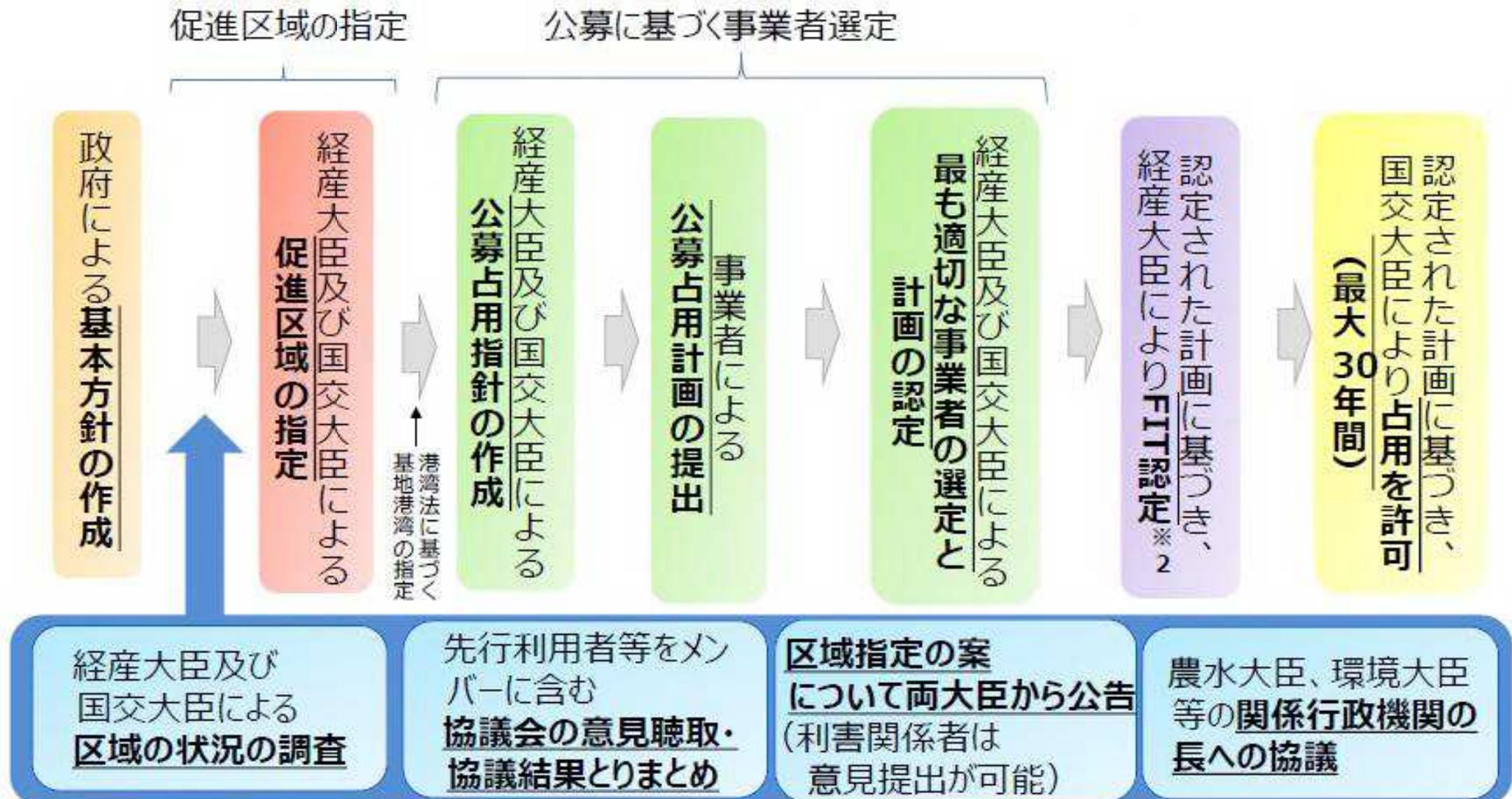
再エネ海域利用法に基づく 協議会について

令和3年1月18日

新潟県産業労働部 産業振興課

1 再エネ海域利用法の概要

- 再エネ海域利用法においては、経済産業大臣及び国土交通大臣が促進区域の指定を行った上で、公募による事業者の選定を行うこととなっている。

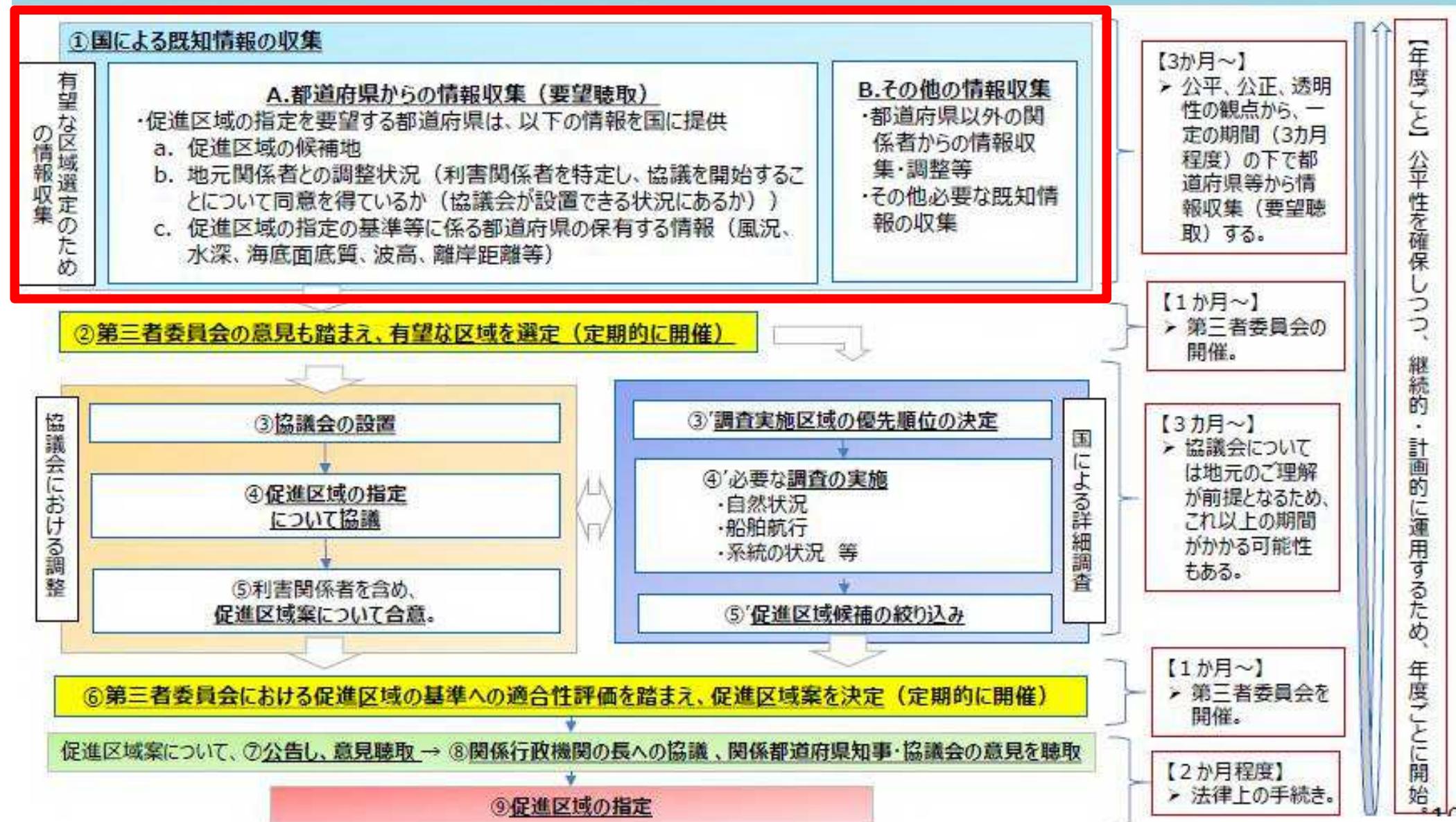


※1 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）

※2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条に基づく経済産業大臣による発電事業計画の認定

促進区域の指定プロセス

- 促進区域の指定に向けては、**都道府県からの情報収集等**を踏まえ、**有望な区域等を整理**した上で、この整理に応じて、**協議会における調整**や**国による詳細調査**を進めていくこととしている。



促進区域の指定及び有望な区域の選定に係る現状

- 再エネ海域利用法に基づき、2019年12月に長崎県五島市沖を初の促進区域に指定。2020年12月に公募期間が終了し、提出された公募占用計画の審査・評価に着手。
- 秋田県能代市・三種町・男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖（北側・南側）、千葉県銚子市沖についても、2020年7月に促進区域に指定。2020年11月から事業者の公募を開始。
- また、新たな有望な区域として、2020年7月に秋田県八峰町・能代市沖を含む4か所を公表。協議会の設置や国による風況・地質調査の準備に着手。



促進区域の指定基準の概要

- 再エネ海域利用法第8条第1項では、促進区域の指定基準として、以下のとおり、第1号から第6号までの基準が定められている。
- 促進区域の指定に当たっては、第1号から第6号までの基準を総合的に判断し、洋上風力発電に適した区域を選定していくこととなる。

○促進区域の指定基準（再エネ海域利用法 第8条第1項）

第1号 自然的条件と出力の量

- 気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量が相当程度に達すると見込まれること。

第2号 航路等への影響

- 当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、海洋再生可能エネルギー発電設備を適切に配置することが可能であること。

第3号 港湾との一体的な利用

- 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であること。

第4号 系統の確保

- 海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保されることが見込まれること。

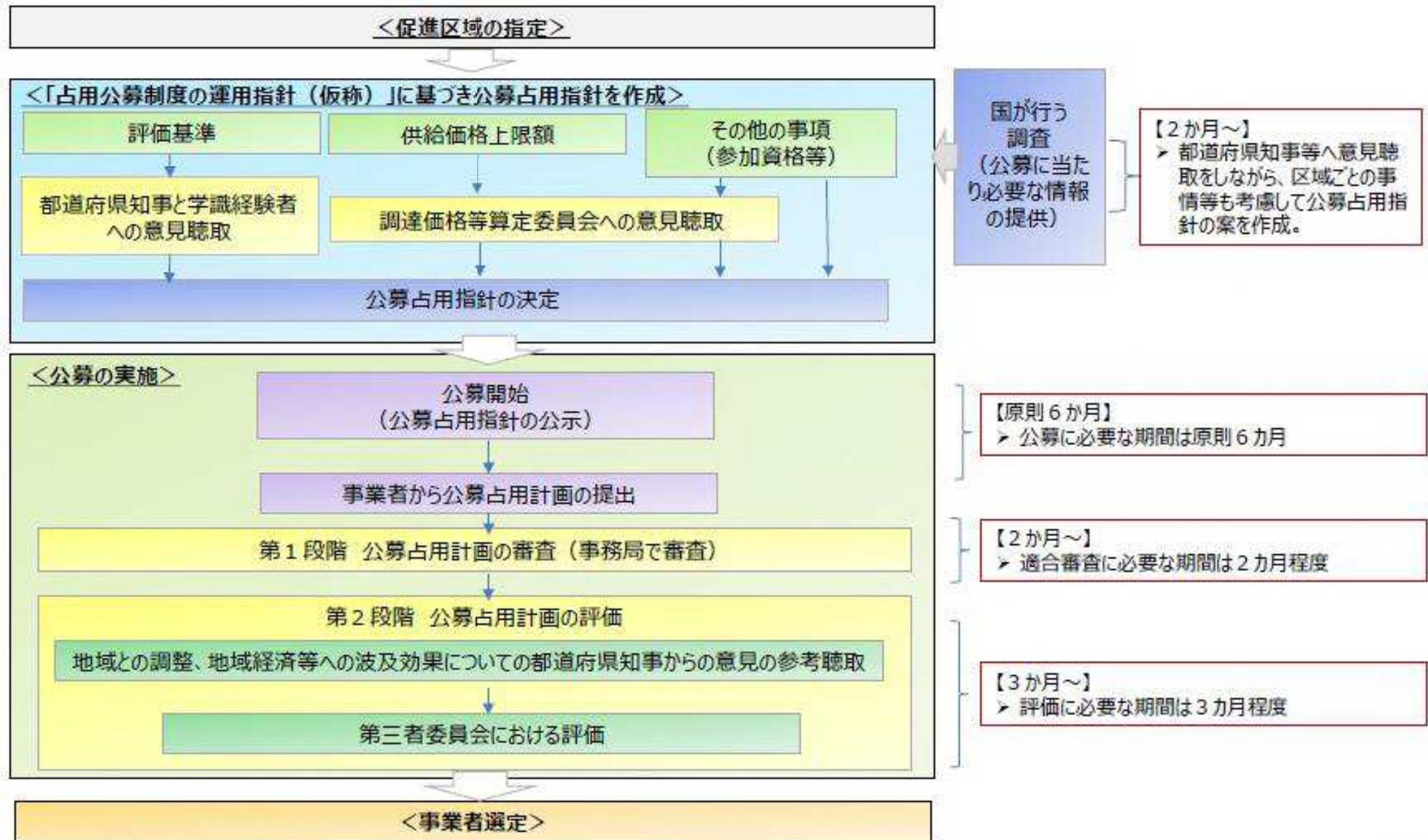
第5号 漁業への支障

- 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。

第6号 ほかの法律における海域及び水域との重複

- 漁港漁場整備法により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域、港湾法に規定する港湾区域、海岸法により指定された海岸保全区域等と重複しないこと。

促進区域指定後の公募プロセス



公募占用計画の評価の全体像

- 再エネ海域利用法第15条においては、「海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者」を選定するとされており、これを踏まえ、供給価格を最も重要な要素としつつ、総合的に評価することとする。
- 一方で、洋上風力プロジェクトは、長期にわたり海域を占用すること、地域の先行利用者等の関係者との調整が必要なことに加えて、特に部品数の多さ・長期メンテナンスの必要性により地域経済等への波及効果が大きいことから、①事業の実施能力、②地域との調整や事業の波及効果という観点から事業実現性に関する要素を評価する必要。
- これらを踏まえ、事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点は、当初は1：1とし、引き続き方式の精査を図り、実績が蓄えられた段階で、欧州の事例も踏まえ、成熟した事業実現性を前提として、価格に重点を置いた配点への見直し等を検討する。
- なお、地域と結びつきの強い他の入札事例も踏まえ、事業実施能力と地域との調整等の配点は、2：1とする。



促進区域内海域の占用について

(促進区域内海域の占用の許可)

- 促進区域内海域で占用を行うには国土交通大臣の許可が必要。
- 国土交通大臣は、発電設備の設置に係る促進区域内海域の占用を許可するに当たり、選定事業者が当該設置までに協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ることを当該許可の条件とする。

(占用許可の対象とならない行為)

- 漁業に関する行為は、基本的に「一時的」なものであり、占用許可を受けることは要しない。漁業に関する行為には、漁網等の設置が含まれるものとし、これには養殖の用に供される物であって容易に移動可能な物及び定置網も対象となる。ただし、漁業用工作物の設置及び魚礁の設置については占用許可の対象となり得る。

(占用料について)

- 占用料については、発電設備の投影面積及びケーブル等の長さに基づき算定することとする。

協議会の法律上の位置づけ

- 経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定及び海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し、必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- 関係都道府県知事は、協議会が組織されていないときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に対して協議会を組織するよう要請することができる。
- 経済産業大臣及び国土交通大臣は、協議会設置の要請を受けた際には、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。
- 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(参考) 協議会の構成員

- ① 経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事
- ② 農林水産大臣及び関係市町村長
- ③ 関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事が必要と認める者

協議会の基本方針上の位置づけ

(2) 協議会の運営に関する事項

① 協議会の設置について

長期的かつ安定的な海洋再生可能エネルギー発電事業の実施のためには、地域関係者との調整が不可欠であり、経済産業大臣及び国土交通大臣は、地域と連携することが重要である。

このため、経済産業大臣及び国土交通大臣は、地域に関する情報について農林水産大臣や、関係都道府県知事から収集した上で、それらの意見も踏まえて、関係都道府県知事とともに協議会を設置することとする。

② 協議会の運営について

海洋再生可能エネルギー発電事業は、長期的かつ大規模に海域を利用することとなり、地域や当該海域の先行利用者に大きな影響を与える可能性があるため、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、関係市町村の長、関係漁業団体、海運事業者及び海底ケーブルの設置者その他の関係者と十分に意思の疎通を行い、丁寧に協議を行うことに配慮する必要がある。

このため、再エネ海域利用法に基づく協議会の運営に当たっては、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関し必要となる情報の提供を行いつつ、協議の円滑な進行に努めるとともに、地域・利害関係者から提出された意見について十分に配慮することとする。

また、経済産業大臣及び国土交通大臣は、漁業・地域との協調の在り方について協議会での協議が調った意見については、その内容を公募占用指針に反映すること等により、その協議の結果を尊重することとする。

なお、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、現地工事の着手等海洋再生可能エネルギー発電事業の実施における主要なタイミング毎に協議会等を適時設けることとする。

さらに、透明性確保や地域との連携を促進する等の観点から、協議会は原則として公開で行うこととする。

他区域の協議会の開催・運営について

- 「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」（以下単に「区域指定ガイドライン」という。）において、協議会における協議、情報共有事項は以下のとおり整理されている。
 - ① 促進区域の指定についての利害関係者との調整
 - ② 事業者の公募に当たっての留意点
 - ③ 発電事業に係る工事等に当たっての必要な協議、情報共有等（※事業者の選定後に協議会において議論）
- これまでに長崎県五島市沖、秋田県能代市、三種町および男鹿市沖、由利本荘市沖、千葉県銚子市沖の促進区域を指定するに当たり各地域で協議会を開催。洋上風力発電と漁業との共生や地域共生の観点等から議論を行い、それぞれ留意事項をとりまとめた。

【これまでの各地域の協議会とりまとめの骨格】※とりまとめ内容は地域の実情に応じて異なる

全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携した、新たな産業、雇用、観光資源の創出など地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。
- ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。等

地域や漁業との共存

- ✓ 地域や漁業との協調を目的とした基金を設立し、選定事業者は当該基金へ出捐する。
- ✓ 選定事業者は、関係漁業者、学識経験者等の意見を聴取・尊重しつつ、漁業影響調査を行う。等

洋上風力発電設備等の設置位置、建設、発電事業実施にあたっての留意事項

- ✓ 洋上風力発電の設置位置の検討や事前調査、建設工事、事業の実施にあたって、関係漁業者や船舶運航事業者等の先行利用者への影響が考えられるため、選定事業者は、各段階で事前に丁寧な説明・協議を実施、発電設備周辺の船舶の運航ルールを設定する。等

環境配慮

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づく洋上風力発電事業に係る環境影響評価を適切に実施するほか、地域住民に対する丁寧な説明、世界遺産や国定公園の眺望への配慮を行う。等

参考：長崎県五島市沖における協議会

第1回 2019年10月10日開催

第2回 2019年11月25日開催（協議会意見とりまとめ）

<留意事項>

(1) 全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元との共存共栄の理念について理解し、地域資源たる風と海を最大限活かした、地方創生にも資する発電事業の実施に努める。
- ✓ 選定事業者は、本協議会の意見を尊重して発電事業を行う
- ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して事業を行う場合には、海域の利用を了承する。

(2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は丁寧な説明等を通じ、信赖関係の構築に努める。
- ✓ 地域や漁業との協調等のための基金を五島市と協議の上、設立すること。基金の運用に当たっては、透明性を確保する。
- ✓ 選定事業者は、関係漁業者、学識経験者等の意見を聴取・尊重しつつ、漁業影響調査を行う。
等

(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、既存海洋構造物の保全等に支障を及ぼすことがないよう、関係漁業者や各施設の管理者と丁寧な協議を行う。 等

(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行う。
- ✓ 既設の海洋構造物へ被害が及ばないよう必要な措置を取る。 等

(5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールを定める。 等

(6) 環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行う。 等

(7) その他

- ✓ 今後、上記（1）～（6）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。

参考：秋田県能代市、三種町および男鹿市沖における協議会

第1回 2019年10月8日開催

第2回 2019年12月26日開催

第3回 2020年3月30日開催（協議会意見とりまとめ）

〈留意事項〉

（1）全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。
- ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。 等

（2）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、基金への出捐（20年間の売電収入見込額の0.5%）等を通じて地域や漁業との協調策を講じる。基金への出捐等の額や使途等については、協議会構成員へ協議をする。
- ✓ 能代市、三種町及び男鹿市以外に基金を設置する場合は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受ける。
- ✓ 選定事業者は、関係漁業者、学識経験者等の意見を聴取・尊重しつつ、漁業影響調査を行う。

（3）洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域において操業されている漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、電波環境に支障を及ぼすことがないよう十分に配慮する。 等

（4）洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行う。 等

（5）発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。 等

（6）環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。 等

（7）その他

- ✓ 今後、上記（1）～（6）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。

参考：秋田県由利本荘市沖（北側・南側）における協議会

第1回 2019年10月8日開催

第2回 2019年12月26日開催

第3回 2020年3月30日開催（協議会意見とりまとめ）

〈留意事項〉

（1）全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。
- ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。 等

（2）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、基金への出捐（20年間の売電収入見込額の0.5%）等を通じて地域や漁業との協調策を講じる。 基金への出捐等の額や使途等については、協議会構成員へ協議をする。
- ✓ 選定事業者は、関係漁業者、学識経験者等の意見を聴取・尊重しつつ、漁業影響調査を行う。 等

（3）洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域において操業されている漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、電波環境に支障を及ぼすことがないよう十分に配慮する。 等

（4）洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行う。 等

（5）発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。 等

（6）環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。 等

（7）その他

- ✓ 今後、上記（1）～（6）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。

参考：千葉県銚子市沖における協議会

第1回 2019年11月18日開催

第2回 2020年1月31日開催

第3回 2020年6月4日開催（協議会意見とりまとめ）

＜留意事項＞

（1）全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。（例：地域に所在する港湾の活用、地域新電力の活用、観光資源化等）
- ✓ 協議会構成員、選定事業者は、漁業との共存、透明性確保等基本方針の4つの目標の実現に向けて、適切な対応を行うこと。
- ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して事業を行う場合には、海域の利用を了承する。 等

（2）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、漁業との協調・共生・振興の取組（漁場実態調査、魚礁設置等）を実施するために、基金へ出捐する。
- ✓ 地元自治体、関係漁業者等は、基金の運営について、必要な協議・報告等を行い、透明性確保のための方策をとる。
- ✓ 選定事業者は、関係漁業者、海洋調査の専門家及び地元自治体等の意見を聴取・尊重しつつ、漁業影響調査を行う。

（3）洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域における漁業や、既存海洋構造物への支障を十分考慮し、必要な説明・協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、屏風ヶ浦等の地形・景観が有する価値に留意し、地元自治体への丁寧な説明・協議や、関係法令に基づく適切な対応を行うこと。 等

（4）洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行う。 等

（5）発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールを協議する。 等

（6）発電事業の終了時における設備等の扱いに係る留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域における発電事業を終了するときは、原則として洋上風力発電設備等の撤去を行う。ただし、関係漁業者等の同意を得て、海洋環境に配慮して行う場合は、発電設備等の一部の残置も認められる。

（7）環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他の関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うこと。 等

（8）その他

- ✓ 公募参加者は、本協議会意見の内容に対する公募参加者の理解を深めるため、公募開始前及び期間中に開催される、協議会構成員による説明会に参加すること。 等

2 有望な区域選定から洋上風力発電の運転までの流れ

【県】新潟県洋上風力発電導入研究会（事務局：県産業振興課）

村上市・胎内市沖地域部会（今後は必要に応じて開催を検討）

※ 各手続きにおいて
部会の意見を反映

国へ促進区域の指定について要望（令和3年3月まで）

【国】有望な区域の選定（令和3年7月頃、以下3つが選定条件）

- ① 促進区域の候補地があること
- ② 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能）
- ③ 区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

【国・県】協議会の設置・開催

促進区域の指定にあたっての利害関係者との調整、公募に当たっての留意点等について協議

→促進区域の位置・規模、工事時期・手法、地域振興や漁業協調・漁業影響調査のあり方等

【想定される地域振興や漁業協調の事例】

地域振興：洋上風車の観光資源としての活用、
環境教育・広報、地域経済活性化 等

漁業協調：漁場形成策、漁船保険・燃油等の漁業
者支援、サケの増殖事業支援、
サケに関する児童・生徒への社会教育
や観光資源活用への支援 等

【想定される漁業影響調査の事例】

- 事業想定区域内の魚礁に集まる魚食魚の胃内容物調査（構造物にあつまる大型魚によるサケ等の稚魚の捕食の影響を調査）
- 「バイオロギング手法」等を活用したサケの移動経路のモニタリング
- 風車周辺での魚類餌集状況のモニタリング

（協議会のメンバー（イメージ））

事務局：経済産業省（資源エネルギー庁）、国土交通省（港湾局）、県、農林水産省（水産庁）、
関係市町村、漁業関係者、鉱業権者、船舶運航事業者、海底ケーブル敷設者、有識者（学識経験者等）

※ 協議会において関係者の合意が得られない場合は、次の促進区域の指定の手続きには進みません。

1年程度

【国】促進区域の指定

指定基準の一つとして、「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」を法で明記

【国】公募占有指針の策定

協議会で協議が整った事項については公募占有指針に記載



【国】公募（事業者が計画提出）

事業者が公募占有指針を踏まえて、**計画を提出**



【国】事業者の選定

- ・ **漁業協調策も含めた地域との調整等への波及効果を評価項目の一つ**とする。
- ・ その評価に当たっては、**都道府県知事からの意見を聴取・尊重**



【国】事業計画の認定、占用許可

- ・ 選定事業者は協議会構成員になる。
- ・ 占用許可は、**選定事業者が関係漁業者（協議会構成員）の了解を得ることが条件**



【事業者】環境アセスメントの実施（※）や事業計画の詳細検討

※公募選定前に実施可能



【事業者】工事に向けた詳細設計（実施設計）、建設工事の実施



運転開始

1年程度

2～3年

4～5年

協議会設置から
概ね10年後